

令和6年度第4回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和6年10月28日(月) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	16時59分から 17時33分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○和中部会長

はい。それではこれより第4回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催します。

まず事務局から出席状況についての報告をお願いします。

○事務局(谷本)

はい。座って報告させていただきます。本日の会議の成立状況から御報告いたします。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側3名、使用者側3名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本会議が成立していることを御報告いたします。また本会議は原則公開となっており、傍聴希望に係る公示を行いました。申出がなかったことを報告いたします。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは議題1、金額審議に入ります。前回の審議では金額提示後、個別審議を行いました。双方の金額に開きがありました。労働者側、54円アップの1,104円、使用者側、52円アップの1,102円となっております。これを受けまして労使それぞれ持ち帰っていただいて、歩み寄りによる意見の一致が得られるよう御検討、御協議をお願いしていただきました。

まず労使それぞれ御検討いただきました結果について御提示いただきたいと思います。

なお、意見の一致が得られれば合意となりますが、意見の一致が得られない場合には、更に個別審議、公労審議、公使審議を行って調整を図らしていただきたいと思います。

なお、御意見を承る前に事前の各側の協議というのは特に必要ないですか。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

はい。それでは労働者側からお願いできますでしょうか。

なお、労働者側には使用者側から前回御要望ありましたいわゆる要望の金額の合理的な根拠ですね、そこについても併せて御説明いただけたらと思っております。

よろしく申し上げます。

○久富委員

はい。それではまずですね、前回の専門部会でプラス54円の根拠を示すよう依頼と申しますか指示がありましたので、申し述べさせていただきたいというように思います。

第2回目の専門部会において、まずプラス57円の金額提示をさせていただきました。この際はですね、地賃との優位性を現状の113%で保ちたいという考えからプラス57円の根拠になったことは、皆さん御認識いただいていることだというふうに考えております。

それ以降ですね、使用者側の主張内容ですとか各都道府県の結審状況、それに加えて労働者側ですね、考え、その他もろもろ様々なことを考えまして議論した結果ですね、根拠になってるかと言われると難しいところなんですけども、数字で表せという、非常に難しくてですね、今回の和歌山県の地賃の上げ幅、率とかいろいろ計算したんですけども、なかなかそのもの凄い金額になったりしたこともありまして、そんな考えの下ですね、54円になったといったものを皆さん受け止めていただければなというふうに思っております。このことがですね、根拠と。我々の思いというか、いいですか。数字的にはちょっと非常に難しかったなというところであります。

○和中部会長

はい。

○久富委員

根拠については以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは使用者側の方からですね、今労働者側の説明がありましたが、それを受けて使用者側から御提示をお願いできますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○田中康平委員

それを受けてというわけでも必ずしもないかもしれないですけど、ちょっと今の議論を踏まえてですね、結論から言いますとプラス53円で妥結できればなと思っております。

以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

今改めて御提示の内容を御説明させていただきますと、労働者側は54円アップの1,104円、使用者側は53円アップの1,103円ということになっております。はい。

○久富委員

よろしいですか。

○和中部会長

はい。

○久富委員

先ほどはまず根拠についてちょっと述べさしてもらったんですけども、でそういうことを踏まえながらですね、今回労働者側もですね、これまでの経緯等々考えてきた結果ですね、今回の提示については、使用者側に1円歩み寄るということで、プラス53円をまあ提示さしていただきたいというのをちょっと先ほどですね。

○和中部会長

はい。

よろしいですか。

○久富委員

はい。

○和中部会長

承知いたしました。

はい。それでは今労使の方から御説明いただいた内容を要約しますと、双方5

3円の引き上げで1, 103円という御提示をいただきました。

これは個別審議の意見の一致を見た判断されますので、この内容をもって部会の意見の取りまとめとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

異議はございませんでしょうか。

○田中康平委員

異議はないんですけれども。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

基本的には地賃のところを尊重して。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

かつプラス、鉄鋼の競争力と和歌山県の。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

競争力ってところでプラスアルファっていうところ。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

が考え方で。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

で今ありましたけれども、そうは言いつつ妥結というか、これで決まらないと恐らく預かりみたいな話になってしまうので、そういうのは良くないかなってところで、はい。労使譲歩できてここで決められるのであればというところで。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

53っていうところで。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

出さしていただいたのでという。

○和中部会長

はい。

○田中康平委員

補足ですけども、はい。

以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

今あの使用者側から御説明ありましたが、もろもろ双方お考えいただきまして、それぞれのお立場でいろいろお考えがあると思いますが、最終的に53円アップの1,103円という形で合意さしていただいたというふうに解釈させていただきたいと思います。

異議、改めてお聴きしますが異議はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○田中康平委員

はい。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

異議がないようですので鉄鋼業最低賃金を53円引き上げて、1,103円とすることについて全会一致で了承されたものといたします。

次に最低賃金額以外の事項ですが、効力発生日につきまして、従来から12月30日の指定日発効としておりましたので、今回も令和6年12月30日の指定日発効とすることに異議ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○田中康平委員

はい。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

それでは12月30日の指定日発効について承認されたとします。ありがとうございます。

次に本審会長に提出する部会報告書について検討していただきたいと思えます。まず事務局は部会報告書案を作成し配付してください。お願いします。

○事務局（谷本）

はい。ただ今準備をしておりますので、もうしばらくすみません。

○和中部会長

はい。

○事務局（谷本）

お待ちいただいたらと思います。

○和中部会長

はい。

○事務局（谷本）

よろしく願いいたします。

〈事務局が部会報告書案を作成〉

○和中部会長

はい。それでは事務局は部会報告書案を朗読していただけますでしょうか。
お願いします。

〈事務局が部会報告書案を朗読〉

○事務局（谷本）

なお、前回の専門部会で御説明をさしていただいておりますが、全部改正となることから、項目2の適用する使用者につきましてはですね、コンマ表示となっているところがあったんですが、そこはもう読点表示ということで変更させていただきます。

以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の部会報告書案について何か御意見等ございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

御意見がないようですので報告書案が了承されたものとします。

報告書原本は本審会長に提出しますが、事務局は報告書写しを各委員に配付してください。

〈事務局が部会報告書（写）を配付〉

○和中部会長

次に8月21日の第4回本審におきまして、専門部会で全会一致の結審をした場合、これをもって審議会の決議とすることができるものとする審議会令第6条第5項を適用することが議決されております。

したがってこれにより審議会の答申文について確認していきたいと思っております。事務局は答申文案を作成し配付をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。ただ今準備しますのでしばらくお待ちください。

〈事務局が答申文案を作成、配付〉

○和中部会長

ただ今の答申文案について事務局より朗読をお願いできますでしょうか。

〈事務局が答申文案を朗読〉

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の答申文案について何か御意見等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

はい。ありがとうございます。

御意見がないようですので、ただ今の答申文を本日付けで審議会会長より労働局長宛ての答申とさせていただきます。

事務局は答申文の写しを各委員に配付をお願いできますでしょうか。

〈事務局が答申文（写）を配付〉

○和中部会長

はい。今後の手続につきまして事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（谷本）

はい。本日答申をいただきましたが夜間になりますので、明日付けで審議会の意見の公示を行います。公示期間は翌日から15日間となり11月13日までで、この間に関係労使から異議の申出があれば本審を開催して審議いただくこととなります。異議申出がない場合は令和6年12月30日発効に向けて官報公示等の手続を取ることとなります。

以上です。

○和中部会長

はい。ただ今の説明について何か御意見等ございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

はい。それでは次第の二番目のその他に移らしていただきたいと思います。
その他の議題ですが何かございますでしょうか。
事務局何か、いかがでしょうか。ございますでしょうか。

○事務局（谷本）

特にございません。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。
それではここで基準部長より一言御挨拶があるとお聞きしております。
お願いできますでしょうか。

〈部長挨拶〉

○和中部会長

これをもちまして本日の審議を終了したいと思います。
本日をもって当専門部会の任務を終えることとなりますが、各委員の皆様方には円滑な部会運営に御協力いただき、また大変熱心な審議の結果、全会一致による議決が得られたことに感謝を申し上げて閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。